

保医発1017第1号
平成23年10月17日

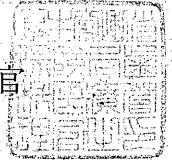
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、本日より適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、RSウイルス感染症の患者報告数が、例年以上に多い状態が継続している状況下、一時的に必要な体外診断薬が十分に供給されなくなる懸念があります。については、最適な医療を確保しつつ、特にリスクの高い方々に重点的に検査を行う等、り患された方々が必要な医療を受けられるよう、貴管下の保険医療機関に対し、周知をお願いします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012の(16)を次のように改める。

- (16) 「18」のRSウイルス抗原は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
- ア 入院中の患者
 - イ 乳児
 - ウ パリビズマブ製剤の適用となる患者



(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 「18」のRSウイルス抗原は、以下のいずれか^アに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。 <u>ア 入院中の患者</u> <u>イ 乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤の適用となる患者</u></p> <p>(17)～(44) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 「18」のRSウイルス抗原は、入院中の患者において当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。</p> <p>(17)～(44) (略)</p>